

# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

農業経営統計調査「営農類型別経営統計（個別経営）」は、農産物の販売を目的とする農業経営体の収支状況等の経営の実態を明らかにし、農業行政を推進するための資料を整備することを目的としている。

## (2) 調査の沿革

農家経済調査は、農家経済の動向を明らかにする調査として、大正2年に農商務省の委託により帝国農会が実施したのが最初である。その後、一時中断し、本格的に実施されたのは大正10年からである。当時は、小作制度改善の資料を得ることを目的として実施され、調査農家数も小規模であった。

戦後、農林省統計調査局（現農林水産省大臣官房統計部）に移管されて実施されることとなった。統計調査局では、農家経済調査について調査体系及び調査方法の抜本的な改正を行い、調査対象農家数を大幅に拡充するとともに、調査農家の選定には層化二段抽出法を用いるなど、調査体系をほぼ現行調査に近い形に整備した。

その後、生産性格差の是正、農業従事者と他産業従事者との所得及び生活水準の均衡を目標に掲げた農業基本法の制定施行（昭和36年）に伴い、調査内容の整備・改善を図るなど、その時々の農政の展開方向に即応し統計内容の充実を図りつつ実施した。

平成6年には、農業経営の実態把握に重点を置き、多角的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し、農業経営統計調査として実施されることとなった。

平成16年には、「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月24日閣議決定）に沿って、地域の営農類型に着目した農業経営の詳細な把握を行うことが最重点課題となったことから、営農類型別経営統計を主な柱とした調査体系の再編・整備を行った。

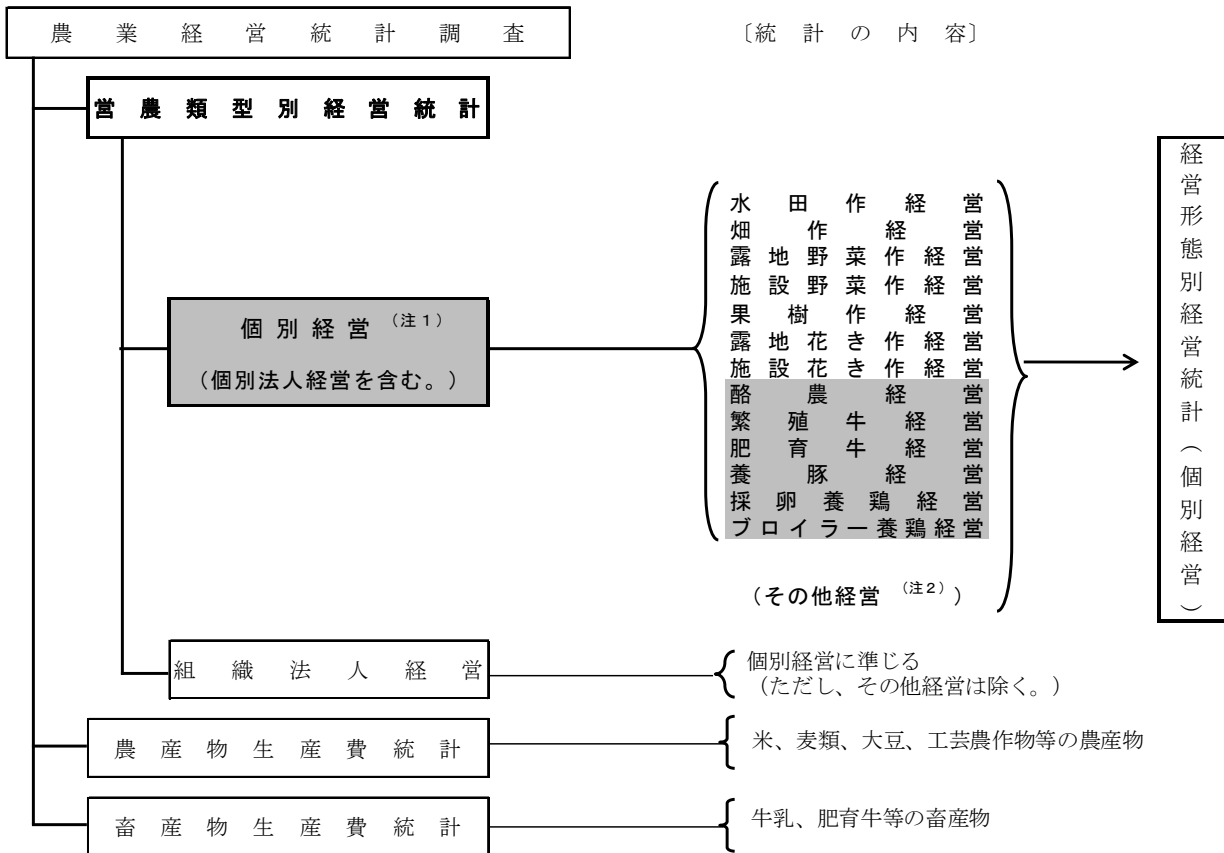
## (3) 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に基づく基幹統計調査（基幹統計である農業経営統計を作成する調査）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

## (4) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

## (5) 調査の体系



- 注：1 「個別経営」とは、農業生産物の販売を目的とする農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体をいい、このうち法人格を有するものを「個別法人経営」という。
- 2 「その他経営」とは、「水田作」、「畑作」、「露地野菜作」、「施設野菜作」、「果樹作」、「露地花き作」、「施設花き作」、「酪農」、「繁殖牛」、「肥育牛」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」のいずれにも属さない経営をいう。

## (6) 本報告書の収録範囲

本報告書は、農業経営統計調査のうち営農類型別経営統計（個別経営、畜産経営）について収録した。

## (7) 調査対象

営農類型別経営統計（個別経営）の調査対象の母集団は、2015年農林業センサスの農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体（法人格を有する経営体を含む。）とし、「営農類型の種類及び分類基準」（5ページ参照）の分類基準に該当する農業経営体とした。

なお、農業経営体とは、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等といった物的指標）以上の農業

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜作付面積	350 m <sup>2</sup>
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪ その他	1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円以上に相当する事業の規模

#### (8) 標本選定

営農類型別経営統計（個別経営）の標本は、次のとおり選定した。

なお、選定された調査対象経営体を代表する者は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第 13 条（報告義務）で義務付けられている。

ア 経営体リストの作成

2015 年農林業センサス結果で調査対象に該当する農業経営体について、「営農類型の種類及び分類基準」（5 ページ参照）に定める営農類型別・都道府県別・「営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分」（6 ページ参照）に示す規模区分別の階層に区分した「営農類型別経営体リスト」を作成した。

営農類型の種類及び分類基準

営農類型の種類	分類基準
水田作経営	・ 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	・ 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	・ 野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	・ 野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	・ 野菜作経営のうち、施設野菜の販売収入が露地野菜の販売収入より多い経営
果樹作経営	・ 果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	・ 花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	・ 花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営
施設花き作経営	・ 花き作経営のうち、施設花き販売収入が露地花き販売収入より多い経営
酪農経営	・ 酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	・ 肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	・ 肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	・ 肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	・ 養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	・ 採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	・ ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営

営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分

営農類型	規模区分の指標	規 模 区 分					
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
水田作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物を水田に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0～30.0	30.0ha以上	
畑作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物を畑に作付けた延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～40.0	40.0～50.0	50.0ha以上
露地野菜作経営	露地野菜の作付け延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0
		7.0～10.0	10.0ha以上				
施設野菜作経営	施設野菜の作付け延べ面積	0.2ha未満	0.2～0.3	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上
果樹作経営	果樹の植栽面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
露地花き作経営	露地花きの作付け延べ面積	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0ha以上		
施設花き作経営	施設花きの作付け延べ面積	0.2ha未満	0.2～0.5	0.5～1.0	1.0ha以上		
酪農経営	月平均搾乳牛飼養頭数	20頭未満	20～30	30～50	50～80	80～100	100頭以上
繁殖牛経営	月平均繁殖雌牛飼養頭数	5頭未満	5～10	10～20	20～50	50頭以上	
肥育牛経営	月平均肥育牛飼養頭数	50頭未満	50～100	100～200	200～500	500頭以上	
養豚経営	月平均豚飼養頭数	300頭未満	300～1000	1000～2000	2000頭以上		
採卵養鶏経営	月平均採卵鶏飼養羽数	1万羽未満	1万～3万	3万羽以上			
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー出荷羽数	10万羽未満	10万～20万	20万羽以上			

## イ 標本数

標本数は、営農類型別に農業粗収益を指標とした目標精度に基づき、必要な調査対象経営体数を算出した。

なお、目標精度を設定していない採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営については、それぞれ50経営体とした。

営農類型ごとの目標精度、調査対象経営体数及び抽出率は次のとおりである。

区 分		目標精度	調査対象 経営体数	抽出率
酪 農	北 海 道	2.0	155	1/ 39
	都 府 県	2.0	198	1/ 48
	計	-	353	1/ 44
肉 用 牛	繁 殖 牛	4.0	102	1/ 268
	肥 育 牛	4.0	101	1/ 64
	計	-	203	1/ 166
養 豚		3.5	89	1/ 25
採 卵 養 鶏		-	50	1/ 31
ブ ロ イ ラ ー 養 鶏		-	50	1/ 26

## ウ 標本配分

イで定めた調査対象経営体数を、規模階層別に最適配分を行い、配分された標本数を各都道府県の当該規模階層の母集団の大きさに比例して配分した。

## エ 標本抽出

アで作成した農業経営体リストにおいて、層化無作為抽出の方法により農業経営体を抽出した。

## (9) 調査の時期

### ア 調査期間

調査の期間は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間である。

### イ 調査票の配布時期

現金出納帳・作業日誌については前年12月及び当年5月に各半年分を配布、経営台帳については前年12月。

### ウ 調査票の回収時期

現金出納帳・作業日誌については随時、経営台帳については翌年1月。

## (10) 調査事項

ア 世帯員の性別、年齢及び経営主との続柄並びに就業状態及び異動状況

イ 農業及び農業関連事業への投下労働時間

ウ 経営耕地の田畑別並びに所有地及び借入地の別の面積、世帯員の使用する土地の面積

エ 農業経営体の財産に係る次の事項

(ア) 土地、建物、自動車、農機具、農業用の永年性植物及び動物などの固定資産の面積、数量、取得年次、取得価額及び年内異動など

- (イ) 未処分農産物及び農業生産資材の在庫量
- (ウ) 現金、預貯金、積立金、貸付金、有価証券及び売掛未収入金
- (エ) 借入金及び買掛未払金
- オ 農産物の種類別生産量及び処分内訳
- カ 農業経営体の収入及び支出に関する次の事項
  - (ア) 農業収入、農業生産関連事業収入、農外事業収入、財産的収入及び資産分割による被贈収入など
  - (イ) 農業支出、農業生産関連事業支出、農外事業支出、財産的支出、資産分割による贈与支出及び偶発損失など
  - (ウ) 労賃、給料、俸給、年金等の収入、地代・利子収入並びに物件税及び公課諸負担など
- キ 農業用財産、農業に関する収入及び支出、農業投下労働時間の部門別割合
- ク その他アからキまでに掲げる事項に関する事項

## (11) 調査方法

### ア 現金出納帳、作業日誌

現金出納帳、作業日誌については、職員または統計調査員が調査対象経営体に配布（協力が得られる調査対象経営体については、電子化した現金出納帳、作業日誌を配布する。）し、原則として、調査対象経営体が記入し、郵送、職員または統計調査員が訪問、もしくはオンラインにより回収した。

### イ 経営台帳

経営台帳については、原則として職員または統計調査員が調査対象経営体に対して面接し、聞き取る方法により行った。

協力が得られる調査対象経営体に対しては、職員または統計調査員が調査票を配布し、調査対象経営体が記入し、郵送、職員または統計調査員が訪問、もしくはオンラインにより回収した。

なお、調査対象経営体が決算書類を整備しており、協力が得られる場合は、当該書類により把握できる情報に限り、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）の報告に代えて、当該書類を郵送、職員または統計調査員が訪問、若しくはオンラインにより提供を受けた（調査票様式については、農林水産省のホームページ【[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou\\_kobetu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/index.html)】で御覧いただけます。）。

## 2 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

### (1) 調査結果の取りまとめ方法

地方農政局等から報告された調査票は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。

#### ア 取りまとめ対象経営体（集計経営体）

営農類型別経営統計の調査対象経営体のうち、全調査期間について調査が行われた調査対象経営体（調査期間中に離農や記帳不能等の原因により調査を中止した経営体を除く。）を、取りまとめ対象経営体（集計経営体）とした。

#### イ 集計方法

集計経営体ごとに作成した個別結果表を用いて、各項目について、営農類型別、規模区分別、全国又は全国農業地域別、主業別等の集計を行い、1経営体当たりの平均値を算出した。

#### ウ 1経営体当たりの平均値の算出方法

1経営体当たりの平均値は、集計経営体ごとに定めたウエイトに基づき、加重平均により平均値を算出した。

この場合のウエイトは、集計経営体ごとに定めるものとし、それぞれ、営農類型別・規模区分別・全国農業地域別に区分した階層ごとに次により算出した標本抽出率の逆数とした。

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n W_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n W_i}$$

$x_i$  : 当該集計対象区分に属する  $i$  番目の集計経営体の  $x$  についての調査結果

$W_i$  : 当該集計対象区分に属する  $i$  番目の集計経営体のウエイト

$n$  : 当該集計対象区分に属する集計経営体数

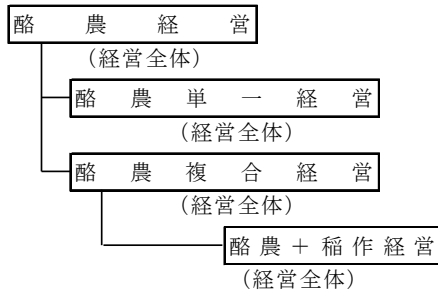
$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計経営体数}}{\text{2015年農林業センサス結果における当該階層の大きさ（経営体数）}}$$



## (2) 統計表の編成

以下の集計区分における集計内容は、農業経営関与者数、労働時間、生産概況、資産、経営収支等である。

### ア 酪農経営における統計表編成



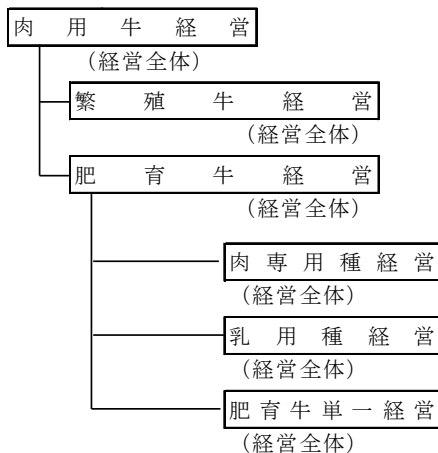
#### 【集計対象経営体の分類基準】

- ・酪農営農類型に分類された経営体
- ・酪農経営の中で、酪農の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める経営体
- ・酪農経営の中で、酪農の販売収入が農業販売収入の80%未満の経営体
- ・酪農複合経営の中で、稲作の販売収入が各部門の中で2位の経営体

注：（ ）内は、作成する収支である。

### イ 肉用牛経営における統計表編成

注： 「肉専用種」とは、黒毛和種、褐毛和種等の和牛、ヘレフォード、アバディーンアンガス等の外国牛の肉専用種を含む乳用種以外の肉用牛をいい、「乳用種」とは、肉用を目的に肥育しているホルスタイン等の乳用種及びその交雑種の牛をいう。

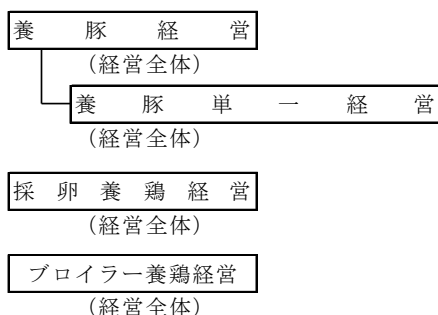


#### 【集計対象経営体の分類基準】

- ・肉用牛営農類型に分類された経営体
- ・繁殖牛営農類型に分類された経営体
- ・肥育牛営農類型に分類された経営体
- ・肥育牛経営の中で、肉専用種の販売収入が乳用種の販売収入以上である経営体
- ・肥育牛経営の中で、乳用種の販売収入が肉専用種の販売収入より多い経営体
- ・肥育牛経営の中で、肥育牛経営の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める経営体

注：（ ）内は、作成する収支である。

### ウ 養豚、採卵養鶏及びブロイラー養鶏経営における統計表編成



#### 【集計対象経営体の分類基準】

- ・養豚営農類型に分類された経営体
- ・養豚経営の中で、養豚の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める経営体
- ・採卵養鶏営農類型に分類された経営体
- ・ブロイラー養鶏営農類型に分類された経営体

注：（ ）内は、作成する収支である。

(3) 全国農業地域区分

全国農業地域区分は、次のとおりである。

全国農業地域区分	
全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

注：沖縄については、全国農業地域としての表章は行っていない。

### 3 統計項目の説明

統計表の統計項目については、次のとおりである。

(1) 経営の概況と分析指標

ア 経営の概況

農業経営収支の概況を農業経営全体及び当該部門について表示した。

(ア) 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

(イ) 農業粗収益

農業粗収益については、(ア)による。

(ウ) 農業経営費

農業経営費については、(ア)による。

(エ) 農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出

(イ) 農業生産関連事業収入

農業生産関連事業収入については、(エ)のイの(イ)による。

(ロ) 農業生産関連事業支出

農業生産関連事業支出については、(エ)のイの(ロ)による。

(ハ) 農外所得＝農外収入－農外支出

(カ) 農外収入

農外収入については、(エ)のハによる。

(キ) 農外支出

農外支出については、(エ)のハによる。

(ク) 年金等の収入

年金等の収入については、(エ)のケによる。

(コ) 総所得＝農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入

(サ) 租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

租税公課諸負担については、(9)のオによる。

(ヌ) 可処分所得＝総所得－租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

#### イ 分析指標

農業経営の主要な分析指標を次の算式により計算し、農業経営全体及び当該部門について表示した。

なお、農業固定資産額については、土地を除いて計算しており、また、経営全体は年始め現在価＋購入額とし、部門収支の場合は年始め現在価のみとした。

#### (ア) 農業所得関連指標

$$a \text{ 農業依存度（\%）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業所得} + \text{農業生産関連事業所得} + \text{農外所得}} \times 100$$

##### 【指標の意味】

事業等の所得に占める農業所得の割合をいい、経済活動による所得のうち、どれだけが農業所得に依存しているかを示す指標。

$$b \text{ 農業所得率（\%）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

##### 【指標の意味】

農業粗収益のうち、どれだけが農業所得として実現するかを示す指標。

$$c \text{ 付加価値額（千円）} = \text{農業粗収益} - [\text{農業経営費} - (\text{雇用労賃} + \text{支払地代} + \text{農業経営に係る負債利子})]$$

##### 【指標の意味】

農業粗収益から物財費（雇用労賃、支払地代及び農業経営に係る負債利子を含まない農業経営費）を差し引いたもので、農業生産により新たに生み出された付加価値額を示す指標。

$$d \text{ 付加価値率（\%）} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

##### 【指標の意味】

農業粗収益のうち、どれだけが農業生産によって新たに付加価値額として生み出されたものであるかを示す指標。

#### (イ) 資産装備指標

$$a \text{ 農業固定資産装備率（自営農業労働1時間当たり円）} = \frac{\text{農業固定資産額}}{\text{自営農業労働時間}} \times 1,000$$

##### 【指標の意味】

固定資産装備の大きさを示す指標。一般的には労働者一人当たりの固定資産額をいうが、農業の場合は、農業労働に季節性があること等から自営農業労働1時間当たりの固定資産額で示した。

注：「自営農業労働時間」とは、自家農業労働時間と農作業受託に係わる労働時間を合わせたものである。

$$b \text{ 農機具資産比率（\%）} = \frac{\text{自動車及び農機具の固定資産額}}{\text{農業固定資産額}} \times 100$$

**【指標の意味】**

農業固定資産額のうち、自動車や農機具などの機械装備に係わる資産額の割合を示す指標。

$$c \quad \text{農業固定資産回転率（回）} = \frac{\text{農業粗収益}}{\text{農業固定資産額}}$$

**【指標の意味】**

農業固定資産の運用効率、利用度の状況を見る指標。

(ウ) 集約度指標

$$a \quad \text{経営耕地 10 a 当たり自営農業労働時間（時間）} = \frac{\text{自営農業労働時間}}{\text{経営耕地面積（a）}} \times 10$$

**【指標の意味】**

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ労働時間が投下されたか、すなわち労働の集約度を見る指標。

$$b \quad \text{経営耕地 10 a 当たり農業固定資産額（千円）} = \frac{\text{農業固定資産額}}{\text{経営耕地面積（a）}} \times 10$$

**【指標の意味】**

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ固定資産が投下されたか、すなわち資産の集約度を見る指標。

(エ) 収益性指標（農業所得等）

$$a \quad \text{農業経営関与者一人当たり農業所得（千円）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{月平均関与者}}$$

**【指標の意味】**

農業経営関与者一人当たりの農業所得でみた収益性を示す指標。

$$b \quad \text{農業経営関与者一人当たり総所得（千円）} = \frac{\text{総所得}}{\text{月平均関与者}}$$

**【指標の意味】**

農業経営関与者一人当たりの総所得でみた収益性を示す指標。

$$c \quad \text{農業専従者一人当たり農業所得（千円）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{専従者}}$$

**【指標の意味】**

農業専従者一人当たりの農業所得でみた収益性を示す指標。

$$d \quad \text{家族労働 1 時間当たり農業所得（円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{家族農業労働時間}} \times 1,000$$

**【指標の意味】**

投下された家族労働の単位時間当たりの農業所得でみた労働収益性を示す指標。この指標により異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

$$e \quad \text{農業固定資産千円当たり農業所得（円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{農業固定資産額}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された固定資産の単位金額当たりの農業所得でみた資本収益性を示す指標。  
「家族農業労働1時間当たり農業所得」と同様に異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

$$f \quad \text{経営耕地面積 10 a 当たり農業所得 (千円)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{経営耕地面積 (a)}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ農業所得が得られたかをみる指標。経営耕地の利用度とも関係して稲作などの土地利用型部門では有用な指標。

$$g \quad \text{営農類型規模当たり農業所得 (千円)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{営農類型規模}}$$

【指標の意味】

営農類型規模当たり（例：酪農の場合、搾乳牛1頭当たり）の農業所得で見た収益性を示す指標。

(オ) 生産性指標

$$a \quad \text{自営農業労働 1 時間当たり付加価値額 (円)} = \frac{\text{付加価値額 (千円)}}{\text{自営農業労働時間}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された労働の単位時間当たりの付加価値額でみた労働生産性を示す指標。この指標により異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

$$b \quad \text{農業固定資産額千円当たり付加価値額 (円)} = \frac{\text{付加価値額 (千円)}}{\text{農業固定資産額}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された固定資本の単位金額当たりの付加価値額でみた資本生産性を示す指標。  
「自営農業労働1時間当たり付加価値額」と同様に異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能。

$$c \quad \text{経営耕地面積 10 a 当たり付加価値額 (千円)} = \frac{\text{付加価値額 (千円)}}{\text{経営耕地面積 (a)}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ農業生産による付加価値が得られたかをみる指標。経営耕地の利用度とも関係して稲作などの土地利用型部門では有用な指標。

(2) 農業経営関与者数、労働力及び労働時間

農業経営関与者、年間月平均農業経営関与者、年末の農業経営関与者の就業状態別人員、年齢別及び労働日数別の家族農業就業者、農業及び農業生産関連事業労働時間について表示した。

ア 農業経営関与者

農業経営主夫婦及び年間60日以上当該経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校、大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

また、年間労働日数及び労働時間については、労働能力を考慮した換算は行わず、そのまま計上した。

イ 年間月平均農業経営関与者

月に15日以上その家に在住した農業経営関与者の人数を月別に1年間累積し、12か月で除した数を男女別に区分して表示した。

ウ 農業経営関与者の就業状態別人員（年末）

年末にその家に在住する農業経営関与者を就業者（自営農業、農業生産関連事業、自営兼業、臨時的賃労働、恒常的勤務）及び非就業者に区分して、その員数を男女別に表示した。

(ア) 分類の方法

年末にその家に在住する農業経営関与者を年内に従事した主な仕事内容により、就業形態別に区分したものであって、一人の農業経営関与者はいずれか一つの就業形態に区分される。具体的には、まず、就業者、非就業者の区分を行い、一人の農業経営関与者が年内に二つ又はそれ以上の仕事に従事した場合は、従事日数の最も多い就業形態に区分した。

(イ) 就業者

年間労働日数（能力不換算）が60日以上の者をいう。

(ロ) 非就業者

年間労働日数（能力不換算）が60日未満の者をいう。

(ハ) 恒常的勤務

恒常的に一定の事業所又は職場に雇用され、従事する者をいう。

ただし、農林業の恒常的賃労働は臨時的賃労働に含めた。

(ニ) 臨時的賃労働

臨時雇い、日雇いとして雇用され、主として肉体的労働に従事する者をいう。

エ 家族農業就業者

自営農業労働（ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。）に年間60日以上従事した家族（同居人は除く。）をいう。

(ア) 専従者

年間の自営農業労働日数が150日以上の者であり、男女別にその人数を表示するとともに、その内数として年齢別及び労働日数別の人数をそれぞれ表示した。

(イ) 準専従者

年間の自営農業労働日数が60日以上150日未満の者であり、男女別にその人数を表示した。

オ 農業及び農業生産関連事業労働時間

調査対象経営体の農業に1年間従事した者の農業労働時間（自営農業労働時間とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働時間との合計であり、農作業受託時間を含む。）及び農業生産関連事業労働時間を表示した。

なお、ここでのいう農業労働時間には、稲作、麦作などの作業、養畜の作業、肥料を買取ったり、たい肥を作ったりする作業など農業生産の準備から販売に至るまでの労働時間及び農業経営のための集会出席や農業経営に必要な技術習得などの企画管理労働時間があり、農業生産関連事業労働時間には、各事業（農産加工、観光農園、市民農園、農家民宿、農家レストラン等）の原材料の調達から製品の販売・出荷、施設などの維持管理、利用客への対応、帳簿記帳等に要した労働時間がある。

(ア) 農業労働時間

労働時間は、作業のための出発からその日の作業終了後の帰着までの時間から、昼食時間及び休憩時間を除いた時間とした。

また、早朝作業、夜間作業についても、その労働時間をそのまま加算した。

(イ) 自営農業労働時間

自営農業労働時間は、自家農業労働時間（家族、ゆい・手間替受、農業雇・手伝い受等）と農作業受託に係わる労働時間の合計とした。

(ウ) 自営農業労働投下量

自営農業に対する労働投下量を表示するために、自営農業労働時間（自家農業労働時間と農作業受託に係わる労働時間との合計）を家族、ゆい・手間替受、農業雇・手伝い受等別、また男女別に表示した。

なお、家族農業労働時間については、年齢別に区分して表示した。

(3) 経営土地

経営土地面積を耕地と耕地以外の土地に大別し、それぞれを地目別にその面積を表示した。

ア 経営耕地

経営耕地面積は、農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積である。

なお、樹園地には、経営耕地面積規模決定の対象となる実際の樹園地面積（木本性永年作物として一括した場合の利用実面積）を表示した。

また、経営耕地面積は原則として年始め現在について表示したが、年内に購入、借入れ又は売却、貸付けなどのため経営耕地面積の異動があった場合には、その土地がその年の主要生産に利用されたかどうかを次の基準により判定し、年始め面積を修正して表示した。

(ア) 田については、稲の作付け以前に異動した場合は修正した。

また、稲の作付け以降でも、稲の作付けしてある田を立毛のまま購入又は売却したことなどにより増減した場合は修正した。

(イ) 畑については、6月末日以前に異動した場合は修正した。

また、7月以降でも、畑が購入などにより増加し、当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正した。

イ 牧草地

牧草地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とするもので、生産力維持のため肥培管理、更新等を行っているものである。

ウ 耕地以外の土地

耕地以外の土地には、年始め現在において農業経営のために準備された経営耕地以外の土地面積を宅地、山林及びその他（採草放牧地を含む。）に区分して表示した。

エ 経営耕地面積うち借入地

経営耕地のうち借入地及びその内訳として田の借入地を表示した。

オ 作物の作付延べ面積

土地利用の状況をみるため、作物の作付延べ面積を表示した。

(4) 主要農畜産物の生産概況（作付・飼養規模）

生産概況は主要農畜産物の作付・飼養規模を表示した。

ア 「水稲作付面積」は、稲を田に作付けしたものをいい、陸稲品種を田に作付けした場合も水稲作付面積とした。

なお、水稲の子実前刈り取り（青刈り）などの作付面積は、水稲作付面積に含めない。

また、作付け当初から飼料用米及び稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ）に仕向けることが決定している場合は、飼料作物として取り扱っている。

イ 「搾乳牛月平均飼養頭数」は、月始めの搾乳牛の年間延べ頭数を12で除して算出した。なお、搾乳牛頭数には、乾乳期間中の搾乳牛も含めた。

ウ 「肥育牛月平均飼養頭数」は、月始めの肥育牛（育成途中の牛（子牛）を含む。）の年間延べ頭数を12で除して算出した。

#### (5) 経営体の財産（年始め現在価）

農業及び農業経営関係者の農業以外の経営に使用した財産を「財産の分類とその定義」に沿って分類表示した。このうち、農外事業専用の建物、機械で100万円未満のもの、また、自動車を除く家計専用の家財・家具は、経営体の財産として取扱っていない。

#### 財産の分類とその定義

財産の種類	内 容
1 固定資産	
土地	
土地	農業経営及びその他の用に供される所有地であって、貸付けている所有地を含む。
土地権利	小作権、耕作権（作離料を含む。）、入会権、水利権、その他の土地を使用収益する権利で価格のあるもの。
建物	
建築物	農業及びその他の用に供される住宅、倉庫、納屋、畜舎、たい肥舎、温室など土地に定着する一切の建築物で取得価額が10万円以上のもの（取得価額が100万円未満の農外事業専用建築物を除く。）。
構築物	果樹棚、たい肥盤、サイロ、井戸及びびり門、用水路、明きょ排水、暗きょ排水、客土、床締めなどの土地改良施設、家畜給水施設、農薬散布配管施設などの構築物のうち取得価額が10万円以上のもの。
自動車	農業及びその他の用に供されるオートバイ、スクーター（排気量50cc以下を含む。）、乗用車、トラック、ライトバン等償却資産として指定された車両のうち取得価額が10万円以上のもの。
農機具	
大農具	農業用に使用される機械器具のうち、取得価額が10万円以上のもの（集合農具を除く。）。
集合農具	農業事業体を使用する際に、通常、数個ないし数十個を同時に使用することによってその目的を達する農具で養鶏用ゲージ、条桑育台、回転まぶし、育苗箱及び農産物収穫箱などで取得価額が10万円以上のもの。
生産管理機器	パーソナルコンピュータ、コピー機、ファクシミリのうち、取得価額が10万円以上のもの。
植物	農業生産手段である果樹、茶樹、桑樹などの償却資産である永年性植物。 なお、庭園及び宅地に散在的に栽培されている果樹は含めない。
動物	
牛馬	牛及び馬（肉用又は肥育もと牛として肥育・育成中のものは除く。）。
2 流動資産	
未処分農産物	未販売の農業生産物の主産物（家庭仕向予定のもの、農業その他の用に仕向ける予定のものを含む。）。農業に仕向ける目的で在庫している現物で、稲わら、麦かんなどの副産物及び干し草、サイレージなどは含めない。



財産の種類	内 容
肥育牛	肉用又は肥育もと牛として肥育・育成中の牛。
中小動物	豚、鶏、めん羊、やぎ、うさぎ、あひる、蜜蜂、その他収益を目的として飼育する動物であり、愛玩用の動物類は含めない。
農業生産資材	農業用に購入した原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料などのもの。農業以外の用に供する目的で在庫する自営兼業の原料、補助原料及び農業のかたわら兼営する商業における商品資本である仕入品については、資産として棚卸計算を行わない。
現 金	農業経営関与者の手持現金。
預貯金等	農業経営関与者の預貯金、頼母子講、生命保険の掛金、貸付金、株券、公・社債、投資信託、その他有価証券など。
売掛未収入金	農業生産物の売掛金、その他の未収入金。
3 負 債	
借入金	農業経営関与者の借入金で政府、各種団体、地方公共団体からの借入資金、農協、銀行その他金融機関、特約会社及び取引先、個人等からの借入金。
買掛未払金	農業生産資材などの買掛金及び未払金。

農業及び農業経営関与者の農業以外の経営に使用した固定資産及び農業経営関与者の保有する手持現金、預貯金及び借入金（農業部門の全て及び農業経営関与者が借入れた家計部門を含めた全て）の「年始め数量」及び「年始め現在価」を表示した。

なお、財産の評価は取得した時点における取得価額（購入価額）によって評価した。

#### ア 固定資産の評価

農業経営の生産手段として長期（1年以上）にわたって使用される資産をいい、土地、建物、自動車、農機具、植物、牛馬（肥育牛を除く。）などである。

なお、固定資産として取り扱う建物、自動車、農機具については、取得価額 10 万円以上のものとした。

##### (ア) 土地資産の評価

土地は年始め時点の法定評価額（地方税法の固定資産税の課税標準となった評価額）により評価した。

##### (イ) 土地以外の固定資産の評価

年始めに有する固定資産について取得価額によって評価した。取得価額の不明なものは通常取引される市場価格等により評価し、次の算式で年始め現在価を算出した。

$$\text{年始め現在価} = \text{取得価額（購入価額）} - [\text{減価償却額} \times (\text{経過年数} + 1)]$$

#### イ 流動資産の評価

未処分農産物は、その農産物の生産原価による評価を相当とするが、経営形態別経営統計（個別経営）では原価計算が困難なため、その農産物を収穫した年の生産最盛期の時価（農家庭先販売価格）により評価した。

なお、このようにして未処分農産物を評価することによる年内差損益は当年では処理できないので、次年に販売（処分）した時点で評価した。

農業生産資材の評価は平均単価法によることとし、平均単価は購入附帯費を加算した購入価

額を購入数量で除して計算した。

## (6) 現金・預貯金及び借入金

財産のうち、農業経営関与者が保有する手持現金、預貯金等、売掛未収入金及び負債（借入金、買掛未払金）について、年始め現在高、年末残高を表示した。

### ア 手持現金、預貯金及び売掛未収入金

年始め（末）時点における手持現金等の残高を表示した。

### イ 借入金、買掛未払金

年始め現在高、年末残高を表示した。

また、借入金については、短期、長期別に表示した。

## (7) 農業粗収益

農業粗収益と、そのうち農産物などの農業現金収入を表示した。

### ア 農業粗収益

農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種及び畜産の農産物の販売収入、農業生産関連事業及び家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段（例えば農機具、自動車など）の一時的賃貸料なども含めた。

具体的には、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増価額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものである。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については、農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入とした。

また、助成金等は、当年の調査期間内に発生したものを当年に含めた。

### (ア) 作物収入

永年性植物（果樹、茶樹、桑樹など）の「成長・新植による増価額」は、各作物の収入に計上した。

### (イ) 畜産収入

各部門ごとに動物の「成長・生産による増価額」、肥育牛及び中小動物については、「頭羽数増減による増減額」が含まれている。

また、牛馬のうち未成畜（育成中のもの）の処分差損益と、死亡又は災害によりへい死した場合の減価額は畜産収入の該当科目に含めた。

### イ 農業粗収益の勘定

この農業粗収益の勘定は「現金収入＋内部仕向＋動植物増価額＋未処分農産物在庫増減額」によっており、在庫増減額がかなり減額となった場合は粗収益が現金収入を下回ることもある。

### (ア) 農業現金収入

現金収入は、生産年のいかなを問わず、経営体が年内に販売することによって得た現金総額であって、この中には当該年以前において生産された農産物の販売収入も含めた。

なお、当年に販売された農産物で売掛のままになっているいわゆる農産物販売未収入金は、販売商品の引渡し時点において現金収入として処理すると同時に、「未収入金」勘定に振り替えた。

また、現物地代、現物労賃及び物々交換において支払手段として用いられた農産物などの現物外部取引の評価額は、現金収入に合算することとし、その場合の評価は支払時点におけ

る庭先販売価格により行った。

(イ) 内部仕向

自家生産した農産物を農業生産関連事業及び家計に仕向けたものをいい、次のとおり区分した。

a 農業生産関連事業消費

生産した農産物等を農業生産関連事業に仕向けた評価額を表示した。評価は、農産物は仕向時点における農家庭先販売価格とし、自家加工品は製品価格により行った。

b 生産現物家計消費

家計に消費するために仕向けられた自家農産物の評価額を表示した。評価は、仕向時点における農家庭先販売価格により行った。

(ウ) 動物・植物の増価額

育成中の植物、大動物の増価部分、植物の年内新植による増価額、肥育牛、中小動物の頭羽数増減による増減額を見積もった額である。ただし、減価償却中の植物、動物については、増価額の計算は行わない。

(エ) 未処分農産物在庫増減額

未処分農産物の年末在庫評価額から年始め在庫評価額を差し引いた額である。

なお、農産物等を販売又は家計消費した場合に当年の生産物と過年次の生産物を区分していないので、年末決算の際に当年の農業経営の成果を算出するために農業粗収益に対して年末在庫評価額から年始め在庫評価額を差し引いた額を加算又は控除している。

評価は、その農産物等を収穫した年の生産最盛期の時価（庭先販売価格）により行った。

(8) 農業経営費

農業経営費を農業雇用労賃、各種物財費、賃料及び各種土地関係費などの科目別に表示した。また、科目別の農業経営費の勘定として、農業現金支出、減価償却費を表示した。

ア 農業経営費

農業経営費とは、1年間の農業経営に要した一切の経費であって、当年における流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

また、自家農産物を再び農業経営に消費したいわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

農業経営費の計算は、農業現金支出、現物外部取引価額、年始め農業生産資材在庫価額、減価償却費を加算した合計額から、年末農業生産資材在庫価額を差し引いたものである。

イ 農業経営費の勘定

農業経営費の勘定は、「現金支出＋減価償却費＋農業生産資材在庫増減額」となっており、経営体が次年に使用する肥料、飼料などの資材を多量に購入した場合は、現金支出の方が当年の実際の農業経営費より多くなることがある。

(ア) 農業現金支出

経営体が当年に支払った農業経営上の現金支出額であって、必ずしも当該会計年の農業生産の費用だけでなく、次年以降に消費する目的で購入した農業生産資材（流動財）の現金支出額も含めた。

なお、当年に購入した生産資材で代金が未決済になっている買掛未払金は、購入商品の引き取り時点において現金支出とすると同時に「未払金」勘定に振り替えた。

また、現物で支払った地代及び現物支払の労賃の見積額のほか、物々交換によって取得した経営用の物財などの現物外部取引の評価額も、便宜、現金支出とした。これら受取現物の評価は、経営体が供与した支払現物の支払時点における庭先販売価格により行った。

#### (イ) 減価償却費

建物、自動車、農機具、植物及び動物の償却資産である資本財につき、当該会計年で負担すべき減価償却費をそれぞれ表示した。

この場合、建物、自動車、農機具については、農業と農業経営関与者の農業以外の経営の使用割合によって農業負担分を配賦した。

##### a 税制改正における減価償却計算の見直し

平成 19 年度税制改正における減価償却計算の見直しに伴い、農業経営統計調査における減価償却額は、償却資産の取得時期により次のとおり算出した。

##### (a) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産

##### i 償却中の資産

1 か年の減価償却費 = (取得価額 - 残存価額) × 耐用年数に応じた償却率

##### ii 償却済みの資産

1 か年の減価償却費 = (残存価額 - 1 円 (備忘価額)) ÷ 5 年

##### (b) 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産

1 か年の減価償却費 = (取得価額 - 1 円 (備忘価額)) × 耐用年数に応じた償却率

##### b 平成 21 年以降の農業経営統計調査 (営農類型別経営統計) における減価償却額は、平成 20 年度税制改正における減価償却計算の見直し (資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し) を踏まえ算出した。

### (9) 農業以外の収支

#### ア 農業生産関連事業収入及び支出

##### (ア) 農業生産関連事業の区分

農業生産関連事業とは、当該農業経営体における農業経営関与者<sup>注</sup>が経営する農産加工等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体が生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を使用していることのいずれかに該当するものをいい、次の業態に区分した。ただし、当該農業経営体とは別の経営体として経営する事業を除く。

注: 「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間 60 日以上当該農業経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15 歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が 60 日以上であっても農業経営関与者とはしない。

##### a 農産加工

自ら生産した原材料の使用割合の多寡に関わらず、工場又は作業場を設けて、その製造・加工活動に専従の従事者がいる事業をいう。

なお、専用の作業場又は専従の従事者を有せず、主として農業経営体が生産した原材料を用いて製造・加工を行っているものは農業に含めた。

##### b 農家民宿

旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) に基づき、都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、料金を得ている事業をいう。

##### c 農家レストラン

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) に基づき、都道府県知事の許可を得て、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡に関わらず用い、不特定の者に提供し代金を得ている事業をいう。

##### d 観光農園

自ら生産した農産物について、観光客等に、ほ場において収穫等の一部の農作業を体験

させ又は観賞させて、代金を得ている事業をいう。

なお、農園外で直接消費者に販売するものは農業に含めた。

e 市民農園

農地を第三者を経由せず、非農家への貸し付け又は農園利用方式により利用させて料金を得ている事業をいう。

なお、農地を、市町村・農協等が経営する市民農園に有償で貸し付けているものは農外事業に含めた。

f その他

上記 a～e 以外で農業に関連した事業をいう。

(イ) 農業生産関連事業収入

農業生産関連事業収入は、農業経営関与者が経営権を持っている事業の収入を計上した。

(ウ) 農業生産関連事業支出

農業生産関連事業支出は、農業経営関与者が経営権を持っている事業の支出を計上した。

また、農業生産関連事業に係る物件税及び公課諸負担については、ここには計上せず、租税公課諸負担（関与者の農業以外の経営負担分）に計上した。

イ 農外収入

農外収入は、現金収入、現物外部取引価額、生産現物家計消費額を加算したものである。

これを農業経営関与者が農業のほかにも自営する兼業としての林業・水産業などの事業収入、被用労賃・俸給手当などの収入、地代収入・配当利子などのいわゆる財産利用収入に区分して表示した。

農外収入の勘定として、現金収入及び内部仕向を表示した。

ウ 農外支出

農外支出とは、農業以外の収入を上げるために要した一切の費用である。

具体的には、現金支出、現物外部取引額、建物・自動車等の減価償却費を加算したものである。

これを農業経営関与者が農業のほかにも自営する兼業としての林業・水産業などの事業支出、通勤定期代等のその他の事業外支出、借入金支払利子等の負債利子に区分して表示した。

なお、減価償却費は、農業と農業以外に兼用されている建物、農機具及び自動車について、その使用割合によって農外事業部分を配賦した。

エ 年金等の収入

年金等の収入は、被贈収入（家計以外）、公的年金給付金、公的年金以外の給付金、退職金、常住非関与者からの入金及びその他収入から農業経営関与者に関する現金収入を計上した。

なお、その他収入には農業経営に係らない補助金（林業関係の補助金等）が含まれている。

オ 租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）は、農業経営関与者の農業以外の経営負担分（農業生産関連事業及び農外事業）を把握し、計上した（自動車税など固定資産に関する経費も関与者の農業以外の経営負担分に限定した。）。

a ここに計上する租税は直接税のみを対象とし、消費者に自動的に転嫁される間接税は、課税物品の購入価額に含めるものとした。

b 公課諸負担には、租税以外で条例に基づき市町村によって徴収される分担金、各種社会保険の保険料等、その他所属する団体によって徴収される負担金等を計上した。

## 4 利用上の注意

(1) 本書の平成29年の1経営体当たり平均値（ただし、世帯員は除く。）は、表示単位未満を四捨五入し、集計したものである。

(2) 1経営体当たり平均値は、調査対象とする経営体全体の平均値である。

(3) 集計経営体数及び実績精度

集計経営体数は、全国で酪農353経営体、繁殖牛101経営体、肥育牛99経営体、養豚88経営体、採卵養鶏50経営体、ブロイラー養鶏50経営体である（営農類型別経営統計の回収率99.6%）。

また、集計経営体数及び主な調査項目についての実績精度（標本から推定した標準誤差率（標準誤差の推定値÷調査項目の推定値×100））は、以下のとおりである。

なお、全国農業地域別や規模別の結果及び目標精度を設定していない営農類型の結果については集計対象数が少ないほか、一部の表章項目によってはごく少数の経営体にしか出現しないことから、相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用に当たっては留意する必要がある。

### 【酪農経営】（全国・北海道・都府県）

区分	集計 経営体数	実 績 精 度				
		農 業 粗収益	酪 農	農 業 経営費	動 物	飼 料
全 国	経営体 353	% 1.8	% 1.8	% 1.9	% 2.3	% 2.5
北 海 道	155	3.0	3.1	3.3	3.4	4.0
都 府 県	198	2.2	2.2	2.2	3.4	2.4

### 【繁殖牛経営】

区分	集計 経営体数	実 績 精 度					
		農 業 粗収益	自家生産和牛	農 業 経営費	動 物	飼 料	農機具
全 国	経営体 101	% 4.6	% 4.2	% 4.5	% 10.0	% 7.0	% 6.8

### 【肥育牛経営】

区分	集計 経営体数	実 績 精 度			
		農 業 粗収益	肥育牛	農 業 経営費	動 物
全 国	経営体 99	% 3.9	% 4.7	% 3.7	% 6.0

### 【養豚経営】

区分	集計 経営体数	実 績 精 度			
		農 業 粗収益	養 豚	農 業 経営費	飼 料
全 国	経営体 88	% 3.9	% 3.9	% 3.4	% 3.2

### 【採卵養鶏経営】

区分	集計 経営体数	実 績 精 度			
		農 業 粗収益	鶏 卵	農 業 経営費	飼 料
全 国	経営体 50	% 6.2	% 6.2	% 6.1	% 6.7

【ブロイラー養鶏経営】

区 分	集 計 経営体数	実 績 精 度			
		農 業 粗収益	ブロイラー	農 業 経営費	飼 料
全 国	経営体 50	% 6.2	% 6.2	% 6.4	% 6.5

1の(8)のイの調査対象経営体数と集計経営体数が一致していないことについては、調査開始時点において確認した営農計画を変更した経営体について、営農類型を変更し、集計を行ったためである。

○ 実績精度（標準誤差率）の推定式

N = 母集団の農業経営体数

N<sub>i</sub> = i番目の階層の農業経営体数

L = 階層数

n<sub>i</sub> = i番目の階層の標本数

$\bar{x}_i$  = i番目の階層のxの1農業経営体当たり平均の推定値

$\bar{x}$  = xの1農業経営体当たり平均の推定値

S<sub>i</sub><sup>2</sup> = i番目の階層のxの分散の推定値（不偏分散）

S =  $\bar{x}$ の標準誤差の推定値

とするとき、

$$\bar{x} = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{N} \cdot \bar{x}_i$$

$$S^2 = \sum_{i=1}^L \frac{N_i^2}{N^2} \cdot \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{S_i^2}{n_i}$$

$$\text{標準誤差率} = \frac{S}{\bar{x}}$$

(4) 統計表に使用した記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」、「0.00」：単位に満たないもの(例：0.4千円→0千円)

「0.0」：単位に満たないもの(例：0.04a→0.0a)、又は増減がないもの

「-」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「農業経営統計調査 平成 29 年 営農類型別経営統計（個別経営）」（農林水産省）による旨を記載してください。

(6) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象経営体数が 2 以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(7) ホームページ掲載案内

本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「営農類型別経営統計（個別経営）」で御覧いただけます。

【 [http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou\\_kobetu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/index.html) 】

なお、公表した値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

## 5 利活用事例

- (1) 農業経営体の所得政策の策定、評価等の資料。
- (2) 「国民経済計算」の作成のための資料。
- (3) 「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）の「農業経営等の展望について」の作成及び検証のための資料。
- (4) 「食料・農業・農村白書」における農業経済の分析資料。

## 6 農業経営統計調査報告書一覧

- (1) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営、第 1 分冊、水田作・畑作経営編）
- (2) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計  
（個別経営、第 2 分冊、野菜作・果樹作・花き作経営編）
- (3) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営、第 3 分冊、畜産経営編）
- (4) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（組織法人経営編）（併載：経営形態別経営統計）
- (5) 農業経営統計調査報告 経営形態別経営統計（個別経営）
- (6) 農業経営統計調査報告 農産物生産費（個別経営）
- (7) 農業経営統計調査報告 農産物生産費（組織法人経営）
- (8) 農業経営統計調査報告 畜産物生産費

## 7 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 営農類型別経営統計班

電話：（代表）03(3502)8111（内線 3636）

電話：（直通）03(6744)2043

FAX：03(5511)8772



※ 当調査に関するご意見・ご要望は、上記問い合わせ先のほか、当省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】